

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する
条例

1 題名の改正

題名を「奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」に改めることとした。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区の名称及び区域並びに各選挙区において選挙すべき議員の数を定めることとした。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
奈良市・山辺郡	奈良市、山辺郡	十一人
大和高田市	大和高田市	二人
大和郡山市	大和郡山市	三人
天理市	天理市	二人
橿原市・高市郡	橿原市、高市郡	四人
桜井市	桜井市	二人
五條市	五條市	一人

吉野郡	北葛城郡	磯城郡	生駒郡	宇陀市・宇陀郡	葛城市	香芝市	生駒市	御所市
吉野郡	北葛城郡	磯城郡	生駒郡	宇陀市、宇陀郡	葛城市	香芝市	生駒市	御所市
二人	三人	二人	三人	一人	一人	二人	四人	一人

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

平成二十七年三月一日から施行することとした。